

山口県報

令和4年
2月18日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
 - 瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 三
 - 解除予定保安林 (長門市) (森林整備課) 六
 - 漁船損害等補償法第十二条第一項の規定による同意に関する告示に係る指定漁船を普
通損害保険に付すべき義務の消滅 (水産振興課) 六
 - 公告
 - 林業種苗生産事業者講習会の開催 (森林整備課) 七
 - 河川法の規定による工作物の保管 (河川課) 七
 - 雑報
 - 山口県環境影響評価条例の規定に基づく対象事業の廃止の公告 七
 - 県報の正誤 (令和三年十二月三日山口県告示第三百六十一号) 八



山口県告示第二十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基
づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前
評価に関する事項を記載した書面は、令和四年二月十八日から同年三月十日までの間、
山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供
する。

令和四年二月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 出光興産株式会社
住 所 東京都千代田区大手町二丁目二番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 出光興産株式会社徳山事業所
所 在 地 周南市新宮町一番一号
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 (t/日)	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日
三七〇口	〇・八	令和四、 三、二二	令和四、 一、二五	令和四、 一、二六
備考 「三七〇口」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一 第三十七号の石油化学工業の用に供する分離施設をいう。				間 隔 連 続 二 四 時 間 時 間 変 動 な し

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 13	No. 12	No. 11	No. 10	No. 9	No. 8	No. 7	No. 6	No. 5	No. 4	No. 3	No. 2	No. 1	排水口	排水水の汚染状態の値		排水水の量	
														水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	窒素 (mg/l)
〃	〃	〃	〃	七・八	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	七・九	通	九・六	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	最	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	二	二・四	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	通	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	六	七	〃	〃	〃	五	六	〃	〃	〃	最	五	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	五	〃	二〇	〃	〃	〃	〃	〃	通	五	〃	〃	〃
〃	〃	〃	一六	二〇	一六	〃	二五	〃	〃	〃	〃	〃	最	一六	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	最	一	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〇・三	〇・五	〇・三	〇・四	〇・七	〃	〃	〃	〃	〃	通	〇・三	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一・五	一・六	〃	〃	最	一・五	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	通	〇・〇三	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〇・四五	〃	〇・二	〃	〃	〃	〃	〃	最	〇・四五	〃	〃	〃
〃	〃	二五七、一五〇	六五、二〇〇	一、二二〇	一五九、四一〇	〃	二四	七五、二〇〇	四〇二、四八九	一九、九九三	二二一、九〇〇	一五五、三七四	通	〃	〃	〃	〃
〃	八二、七〇〇	四一五、〇八二	一一五、七七六	一一、二五五	二九五、六二四	七、二〇〇	二四〇	七九、〇〇〇	四七二、六〇五	四〇、四五九	二五六、〇〇〇	一九六、九七〇	最	〃	〃	〃	〃
〃	一三三〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	大	〃	〃	〃	〃

山口県告示第二十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基

づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和四年二月十八日から同年三月十日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和四年二月十八日

一 申請者の氏名又は名称及び住所

山口県知事 村岡 嗣政

種 類	項 目									汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	
	活性汚泥処理施設			オイルセパレー ター			その他				
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前		
	〃	〃	七	〃	八	〃	〃	〃	一〇	通	水素イオン濃度 (水素指数)
	〃	〃	八(六)	〃	〃	〃	〃	〃	一二(六)	大	化学的酸素要求量 (mg/l)
	〃	〃	四〇	〃	四〇〇	〃	三三〇	〃	三四〇	通	浮遊物質 量(mg/l)
	〃	〃	一五〇	〃	六〇〇	〃	七〇〇	〃	八〇〇	大	鉛油類 (mg/l)
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一〇	通	窒 素(mg/l)
	〃	〃	〃	〃	三〇	〃	〃	〃	二〇	大	燐 素(mg/l)
	〃	〃	二	〃	一〇	〃	五	〃	一〇	大	汚水等の一日当たりの量(m³)
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二五	通	〃
	〃	〃	〃	〃	四〇	〃	〃	〃	四五	大	〃
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一・五	通	〃
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二	大	〃
	二、二〇〇	一、二一七	一、一八七	一、二一七	一、一八七	九七二	七九二	九七二	七九二	通	〃
	二、二〇〇	〃	〃	〃	一、八〇〇	一、五二二	一、二六〇	一、五二二	一、二六〇	大	〃

氏名又は名称 出光興産株式会社
 住所 東京都千代田区大手町一丁目二番一号
 工場又は事業場の名称及び所在地 出光興産株式会社徳山事業所
 名称 出光興産株式会社徳山事業所
 所在地 周南市新宮町一番一号

三 特定施設の種類の
 水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する水洗施設、静置分離器及びポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設、同表第三十七号の石油化学工業の用に供する洗浄施設及び分離施設、同表第五十一号の石油精製業の用に供する脱硫施設及び揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設並びに同表第七十号の廃油処理施設

四 変更しようとする事項の内容
 特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。
 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

No. 7 排水口		No. 6 排水口		No. 5 排水口		No. 4 排水口		No. 3 排水口		No. 2 排水口		No. 1 排水口		排水口	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	項目	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	七・九	通	水素イオン濃度 (水素指数)
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	九・六	常	最大
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二・六	通	化学的酸素要求量
〃	〃	〃	〃	〃	五	〃	六	〃	〃	〃	〃	〃	五	常	(mg/l)
〃	〃	〃	二〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	五	大	浮遊物質量
〃	〃	〃	二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一六	通	(mg/l)
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一	最	鉍油類
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一	大	窒
〃	〇・四	〃	〇・七	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〇・三	通	素
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一・五	〃	一・六	〃	〃	〃	一・五	最	(mg/l)
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〇・〇三	大	の
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〇・〇三	通	値
〃	〃	〃	〇・二	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〇・四五	常	磷
〃	〃	〃	〃	〃	七五、二〇〇	四〇二、四八九	四〇二、四五九	〃	一九、九九三	〃	二二一、九〇〇	一五五、三七四	一五五、〇五〇	通	排水の一日当たりの量 (m ³)
〃	〃	〃	二四	〃	七九、〇〇〇	四七二、六〇五	四七二、五四四	〃	四〇、四五九	〃	二五六、〇〇〇	一九六、九七〇	一九六、六一〇	常	
〃	七、二〇〇	〃	二四〇	〃	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〃	〇〇〇	〃	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	最	
〃	〃	〃	〃	〃	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〃	〇〇〇	〃	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	大	

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

活性炭吸着処理施設		
処理後		
変更後	変更前	変更後
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	八・五	〃
〃	六〇	〃
〃	五	〃
〃	一〇	〃
〃	一	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
一、四四〇	二、二〇〇	一、四四〇
〃	〃	〃



(一三) 林業種苗生産事業者講習会の開催
 林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十一条第一項の規定により、林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催します。

令和四年二月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 講習の対象となる者
 林業種苗の生産事業者の登録を受けようとする者
- 二 講習会の日時及び場所

- (一) 日時
 令和四年三月十八日（金曜日）午前九時から
- (二) 場所
 山口市宮野上一七六八番地の一 山口県農林総合技術センター林業技術部

三 講習の科目及び時間

科 目	時 間
種 苗 に 関 す る 法 令	二
種 苗 の 産 地 及 び 系 統	二
種 苗 の 生 産 技 術	二

四 受講の手続

講習を受けようとする者は、林業種苗法施行細則（昭和四十六年山口県規則第五号）第二条に規定する生産事業者講習会受講申込書に生産事業者講習手数料一万五千四百十円に相当する山口県収入証紙を貼って、住所地を所管する農林水産事務所又は農林事務所の長を経由して知事に提出すること。

五 受講申込書の提出期限

令和四年三月十一日（金曜日）

六 その他

この講習会の受講についての問合せは、山口県農林水産部森林整備課（電話〇八三

一 九三三―三四八五）又は最寄りの農林水産事務所若しくは農林事務所にすること。

(二四) 河川法の規定による工作物の保管

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第七十五条第四項の規定により、次のとおり工作物を保管しました。

令和四年二月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 保管した工作物の種類、形状及び数量
 種類 橋りょう
 形状 次の図のとおり
 数量 一基

二 保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時

放置されていた場所 美祢市美東町真名字二本木地内

除却した日時 令和四年一月二十日午前九時

三 当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所

保管を始めた日時 令和四年一月二十日午後三時

保管の場所 美祢市秋芳町秋吉字志貫田一―四二番一地先

四 その他

この工作物についての問合せは、宇部市土木建築事務所美祢支所（電話〇八三七―五二―一〇五）にすること。

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所美祢支所に備え置いて縦覧に供します。）



山口県環境影響評価条例の規定に基づく対象事業の廃止の公告

山口県環境影響評価条例（平成十年山口県条例第三十七号。以下「条例」という。）第二十六条第一項の規定により、次のとおり公告します。

令和四年二月十八日

日本製紙株式会社代表取締役 野 沢 徹

- 一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 名称 日本製紙株式会社
 代表者の氏名 野沢 徹
- 二 主たる事務所の所在地 東京都千代田区神田駿河台四の六
 対象事業の名称、種類及び規模
 名称 岩国バイオマス発電所建設計画
 種類 火力発電所の設置の事業
 規模 発電設備の出力 十一万二千キロワット
- 三 条例第二十六条第一項各号のいずれに該当するかの区分
 条例第二十六条第一項第一号に該当する。

正 誤
 令和三年十二月三日山口県告示第三百六十一号（急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正）

二	ページ	
上	段	
		誤
		正

令和四年二月十八日印刷
 令和四年二月十八日発行

発行人所

山口県知事